



協定書



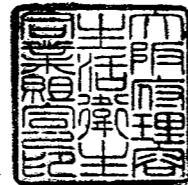
大阪府理容生活衛生同業組合（以下、大理生）及び大阪府理容生活衛生同業組合 労働組合（以下、労組）は労働争議の解決のために次の通り合意する。

- 1、大理生及び労組は大阪府労働委員会（以下、府労委という）から2017年9月13日付で交付された不当労働行為救済命令（右頁参照）について、労働組合法第27条の14に基づき、同命令第1項の失効を2017年12月8日までに府労委に申し立てる。かつ、労組は同命令第2項について取消訴訟を提起しない。
- 2、労組は、労組のホームページ上の労働争議関係（大理生パワハラ訴訟及び本協定書は除く）の記事及び文書データを削除した、リニューアルサイト（裏頁参照）を2017年12月23日付で更新する。
- 3、労組は、全国各地の生衛法に基づく66団体に争議解決報告（裏頁参照）を2017年12月24日付で送付する。
- 4、労組は、2016年4月1日付で大理生が行った就業規則第48条1項の別表第4の1・2の改定について異議申立を行わない。
- 5、大理生は整理解雇を行うにあたっては、労組の組合員に対して整理解雇の4要件を順守しなければならない。
- 6、労組は、大理生の運営に関し、理事会にあらゆる事項を提案する事が出来、大理生は同提案について誠実に協議し回答しなければならない。
- 7、本労働協約の締結を証するために、正本2通を作成し、大理生及び労組の代表者が押印の上、双方1通ずつ保管する。

2017年11月27日

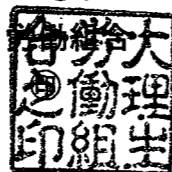
(大理生)

大阪府北区天満橋3丁目4番28号
大阪府理容生活衛生同業組合
理事長 都原茂人



(労組)

大阪市中央区北浜東1-17-8F
大阪府理容生活衛生同業組合
執行委員長 白田 伸樹



以上



命令書

大阪府中央区北浜東1番17号

申立人 大阪府理容生活衛生同業組合労働組合
代表者 執行委員長 白田 伸樹

大阪府北区天満橋三丁目4番28号

被申立人 大阪府理容生活衛生同業組合
代表者 理事長 都原 茂人

上記当事者間の平成27年(不)第64号及び同28年(不)第21号併合事件について、当委員会は、平成29年7月12日、同月26日及び同年8月9日の公益委員会議において、会長公益委員播磨政明、公益委員井上英昭、同海崎雅子、同清水勝弘、同辻田博子、同橋本紀子、同松本岳、同三阪佳弘、同水鳥能伸、同宮崎裕二及び同和久井理子が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

大阪府理容生活衛生同業組合労働組合

執行委員長 白田 伸樹 様

大阪府理容生活衛生同業組合

理事長 都原 茂人

平成27年10月2日の朝礼において、当同業組合副理事長西山昭二が、貴組合執行委員長白田伸樹氏に対し同月1日に開催された団体交渉についての発言を求め、また、同団体交渉の内容について発言したことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

- 2 申立人のその他の申立てを棄却する。

事 実 及 び 理 由

2017年12月24日

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター 御中
公益財団法人 大阪府生活衛生営業指導センター 御中
一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 御中
大阪府下各生活衛生同業組合 御中
全国理容生活衛生同業組合連合会 御中
同加盟各都道府県理容組合 御中

大阪府理容生活衛生同業組合 労働組合
執行委員長 白田伸樹

労働争議の解決報告について

貴団体の日々の活動に敬意を表します。
さて、この2年間に亘り当労組と大阪府理容生活衛生同業組合(以下、大生という)の労働争議についての要請を行ってききましたが、おかげさまで別紙の協定書が締結され争議終結の合意がなされました。よって、係争中の裁判や不当労働行為救済申立事件も順次、審理が終結する事になっています。
そして、今後は同協定書を順守し、大生に積極的な提案を行いながら、労使の力を合わせて生衛業及び理容業の発展を目指していきたいと思っておりますので、皆様のご注目とご協力をどうぞよろしくお願い致します。

以上

